

令和6年2月通常会議 施設常任委員会

議案第46号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の
制定について



くらし 支えるパートナー

大津市企業局

企業総務部企業総務課

令和6年3月14日

水道法一部改正整理 《水道行政における担当省庁の移管について》

1 対象業務及び移管先

対象業務	移管先省庁	適用日
水道整備・管理事務全般（(2)の事務を除く）	厚生労働省 ⇒ 国土交通省	令和6年4月1日
水質基準・衛生事務（水道に関する水質基準の策定及び水質又は衛生に関する事務）	厚生労働省 ⇒ 環境省	

2 なぜ移管するのか

1 厚生労働省の感染症対応能力を強化するため

先の新型コロナウイルス感染症対応についての反省を踏まえ、感染症に関する国の司令塔機能を強化するため、厚生労働省の組織見直しを行い、感染症対応能力の強化を図る。

厚生労働省の負担を軽減し、感染症対策により注力することを可能にする。
（感染症対策部門を新たに設置）

2 水道行政の機能強化を図るため

水道行政については、厚生労働省が公衆衛生の観点から水道整備を行ってきたが、近年水道行政が直面する課題に対応するため、整備・管理について、より専門性を持っている国土交通省・環境省に移管する。

「公衆衛生整備」の観点から「社会資本整備」の観点へのシフトを行う。

公衆衛生整備

- 水道普及率向上
- 飲料に適さない水が摂取されるリスク軽減

社会資本整備

- 水道施設の老朽化や耐震化への対応
- 災害発生時の断水への迅速な対応 など

3 移管のメリット

水道整備・管理事務全般 【国土交通省】

- 社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する。
- 層の厚い地方支部部局を活用できる。
- 現在国土交通省が所管している下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることができる。

水質基準・衛生事務 【環境省】

- 河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する。
- 水質管理に関する調査・研究の充実、水質や衛生の機能強化を図ることができる。

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条及び第2条（略） （用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 給水装置 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第9項に規定する給水装置をいう。</p> <p>(2) 工事 法第3条第11項に規定する給水装置工事をいう。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更に係るものを除く。</p> <p>(3) 消費税等率 100分の10をいう。</p> <p>(4) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に消費税等率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）をいう。</p> <p>第4条から第7条まで（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>(1) 水道事業の給水区域は、この表に定める給水区域のうち<u>厚生労働大臣</u>の認可を受け、水道施設の整備がなされた区域とする。</p> <p>(2) この表において、「標高基準面」とは、大阪湾最低干潮面をいう。</p>	<p>第1条及び第2条（略） （用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 工事 法第3条第11項に規定する給水装置工事をいう。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更に係るものを除く。</p> <p>(3)及び(4)（略）</p> <p>第4条から第7条まで（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>(1) 水道事業の給水区域は、この表に定める給水区域のうち<u>国土交通大臣</u>の認可を受け、水道施設の整備がなされた区域とする。</p> <p>(2)（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>